

## 令和5年第2回我孫子市農業委員会総会会議録

### 1. 日 時 場 所

令和5年2月9日（木）午後2時00分

我孫子市手賀沼親水広場水の館3階研修室

### 2. 委員の現在数

10名

### 3. 出 席 委 員

1番 正 木 善 昭

2番 大 井 栄 一

3番 中 野 栄

4番 三 須 清 一

5番 宮久保 勝

6番 森 茂

7番 川 村 泉 治

8番 根 本 博

9番 大 炊 三 枝 子

10番 田 口 忠

### 4. 出席事務局職員

局 長 柏 木 幸 昌

農 地 係 長 遠 藤 幸 廣

主 任 主 事 片 桐 圭 悟

主 査 富 塚 隆 則

### 5. 会議に付した議案等

#### 審議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農用地利用集積計画（案）について

#### 報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する  
専決処分について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する  
専決処分について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第4号 農地法第3条の3の規定による届出書について

報告第5号 農地法の規定による許可を要しない土地の判定について

報告第6号 生産緑地のあっせんについて

報告第7号 あっせん譲受等候補者名簿の登録について

**三須清一会長** お忙しい中、総会へのご出席お疲れ様です。

それでは、ただいまから令和5年第2回我孫子市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、委員10名の出席をいただいておりますので、会議規則第8条により会議は成立しております。

初めに、会議規則第18条第2項の規定により、本日の会議録署名委員を私から指名させていただきます。

3番 中野栄委員

5番 宮久保勝委員

よろしく願いいたします。

次に、本日の書記には、事務局職員の片桐主任主事を指名します。

本日の議案について、事務局より説明をお願いします。

**事務局** それでは、議案書の目次をお開きください。

本日、御審議いただく案件は、議案第1号と議案第2号の計2議案についてです。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」1件。

議案第2号「農用地利用集積計画（案）の決定について」中間管理機構30件です。

以上で議案についての説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

**三須清一会長** 以上で議案についての説明は終わりました。

これより議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」審議したいと思います。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書の1ページをお開きください。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」

下記のとおり、申請があったので、この会の意見を求めます。

提出日、令和5年2月9日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは、議案の説明をいたします。議案資料も1ページからとなります。

申請地は、〇〇〇の地目田1筆、面積は1,843平方メートルの所有権を移転するものです。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の北東側約1,500メートルに位置しています。

位置図は、議案資料の4ページを御覧ください。

譲受人は〇〇〇〇〇〇〇の方で、譲渡人は〇〇〇〇〇の方です。近隣に所有地があり、農業経営規模を拡大するため、所有権を移転するものです。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 続いて、大炊第2調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

**大炊三枝子調査会長** 議案第1号について、調査結果を報告します。

第2調査会で譲受人及び譲渡人及び代理人立会いの下、現地調査を行い審議しました。

譲受人の経営耕地面積は、自作地のみ約3.2ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間230日で、妻も230日、息子も230日、娘が200日です。トラクター、耕運機、農用自動車をそろえています。

経営農地については、全て効率的に耕作していて、農地の下限面積要件や常時従事要件を満たしていることから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、第2調査会では全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

**三須清一会長** これより、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは、採決します。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号については原案どおり許可することに決定いたしました。

**三須清一会長** 次に、議案第2号「農用地利用集積計画(案)について」審議します。

なお、整理番号14番から整理番号28番については、〇〇〇委員が関係者となっております。〇〇〇委員は、農業委員会会議規則第14条に基づき議事参与の制限があります。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書の2ページをお開きください。

議案第2号「農用地利用集積計画(案)の決定について」

下記のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定により、我孫子市長から農用地利用集積計画(案)について決定を求められているので、この会の意見を求めます。

提出日、令和5年2月9日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは、議案の説明をします。議案資料は8ページからとなります。

農用地利用集積計画（案）の申請件数は、中間管理機構が30件です。

整理番号1番、賃借権を新規設定する農地は、〇〇〇〇字〇〇地先の地目田2筆、〇〇〇〇字〇〇〇〇地先の地目田2筆、合計面積は8,659平方メートルです。

権利の設定を受ける者は公益社団法人千葉県園芸協会、転貸を受ける者は〇〇の方で、権利を設定する者は〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

整理番号2番、賃借権を新規設定する農地は、〇〇〇〇字〇〇地先の地目田1筆、〇〇〇〇字〇〇〇〇地先の地目田2筆、〇〇〇〇字〇〇〇〇地先の地目田2筆、〇〇〇〇地先の地目田2筆、合計面積は2万398平方メートルです。

権利の設定を受ける者は公益社団法人千葉県園芸協会、転貸を受ける者は〇〇の方で、権利を設定する者も〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

整理番号3番、賃借権を新規設定する農地は、〇〇〇〇地先の地目田1筆、面積は2,241平方メートルです。

権利の設定を受ける者は公益社団法人千葉県園芸協会、転貸を受ける者は〇〇の方で、権利を設定する者も〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

整理番号4番、賃借権を新規設定する農地は、〇〇〇〇字〇〇〇〇地先の地目田12筆、〇〇〇〇〇〇地先の地目田3筆、合計面積は7,335.18平方メートルです。

権利の設定を受ける者は公益社団法人千葉県園芸協会、転貸を受ける者は株式会社永治郷土園、権利を設定する者は〇〇〇〇〇〇の方です。

借受期間は5年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

整理番号5番、賃借権を新規設定する農地は、〇〇〇〇〇〇地先の地目田1筆、面積は3,000平方メートルです。

権利の設定を受ける者は公益社団法人千葉県園芸協会、転貸を受ける者は株式会社永治郷土園、権利を設定する者は〇〇〇〇〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アール当たり〇万円です。

整理番号6番、賃借権を新規設定する農地は、〇〇〇〇〇〇字〇〇〇〇〇〇地先の地目畑1筆、面積は3,365平方メートルです。

権利の設定を受ける者は公益社団法人千葉県園芸協会、転貸を受ける者は〇〇〇〇〇〇〇〇の方で、権利を設定する者は〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は全面積で〇万円です。

整理番号7番、賃借権を新規設定する農地は、〇〇字〇〇〇〇地先の地目畑1筆、面積は555平方メートルです。

権利の設定を受ける者は公益社団法人千葉県園芸協会、転貸を受ける者は〇〇〇〇〇〇の方で、権利を設定する者は〇〇の方です。

借受期間は5年間、借賃は全面積で〇, 〇〇〇円です。

整理番号8番、賃借権を新規設定する農地は、〇〇字〇〇〇〇地先の地目田3筆、〇〇〇〇地先の地目田1筆、〇〇〇〇〇〇地先の地目田2筆、合計面積は1万3,885平方メートルです。

権利の設定を受ける者は公益社団法人千葉県園芸協会、転貸を受ける者は〇〇〇〇〇〇の方で、権利を設定する者は〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

整理番号9番、賃借権を新規設定する農地は、〇〇字〇〇〇〇地先の地目田1筆、〇〇字〇〇〇〇地先の地目田1筆、合計面積は5,189平方メートルです。

権利の設定を受ける者は公益社団法人千葉県園芸協会、転貸を受ける者は〇〇〇〇の方で、権利を設定する者は〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

整理番号10番、賃借権を新規設定する農地は、〇〇字〇〇〇〇地先の地目田1筆、面積は1,880平方メートルです。

権利の設定を受ける者は公益社団法人千葉県園芸協会、転貸を受ける者は〇〇〇〇の方で、権利を設定する者は〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

整理番号11番、賃借権を新規設定する農地は、〇〇〇〇〇〇地先の地目田1筆、面積は1,591平方メートルです。

権利の設定を受ける者は公益社団法人千葉県園芸協会、転貸を受ける者は〇〇〇〇の方で、権利を設定する者は〇〇〇〇〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

整理番号12番、賃借権を新規設定する農地は、〇〇〇〇〇〇地先の地目田2筆、合計面積は6,136平方メートルです。

権利の設定を受ける者は公益社団法人千葉県園芸協会、転貸を受ける者は〇〇〇〇の方で、権利を設定する者は〇〇〇〇〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

整理番号13番、賃借権を新規設定する農地は、〇〇字〇〇〇〇地先の地目田1筆、〇〇字〇〇〇〇〇〇地先の地目田1筆、〇〇〇〇〇〇〇〇地先の地目田3筆、合計面積は4,613平方メートルです。

権利の設定を受ける者は公益社団法人千葉県園芸協会、転貸を受ける者は株式会社山崎フロンティア農場、権利を設定する者は〇〇〇〇の方です。

借受期間は5年間、借賃は10アール当たりJAちば東葛コシヒカリ1等米〇〇キログラム相当額です。

整理番号14番、賃借権を新規設定する農地は、〇〇字〇〇〇地先の地目田2筆、合計面積は2,691平方メートルです。

権利の設定を受ける者は公益社団法人千葉県園芸協会、転貸を受ける者は〇〇の方で、権利を設定する者も〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

整理番号15番、賃借権を新規設定する農地は、〇〇〇〇字〇〇〇地先の地目田2筆、〇〇〇〇字〇〇〇地先の地目田1筆、〇〇〇〇地先の地目田5筆、合計面積は1万5,952平方メートルです。

権利の設定を受ける者は公益社団法人千葉県園芸協会、転貸を受ける者は〇〇の方で、権利を設定する者は〇〇〇〇〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

整理番号16番、賃借権を新規設定する農地は、〇〇〇〇字〇〇〇地先の地目田2筆、合計面積は300平方メートルです。

権利の設定を受ける者は公益社団法人千葉県園芸協会、転貸を受ける者は〇〇の方で、権利を設定する者は〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アール当たりJAちば東葛コシヒカリ1等米〇〇キログラム相当額です。

整理番号17番、賃借権を新規設定する農地は、〇〇〇〇字〇〇〇地先の地目田1筆、〇〇〇〇〇〇地先の地目田1筆、合計面積は5,014平方メートルです。

権利の設定を受ける者は公益社団法人千葉県園芸協会、転貸を受ける者は〇〇の方で、権利を設定する者は〇〇〇〇〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

整理番号18番、賃借権を新規設定する農地は、〇〇〇〇地先の地目田1筆、面積は3,186平方メートルです。

権利の設定を受ける者は公益社団法人千葉県園芸協会、転貸を受ける者は〇〇の方で、権利を設定する者は〇〇〇〇〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

整理番号19番、賃借権を新規設定する農地は、〇〇〇〇字〇〇〇地先の地目田1筆、〇〇〇〇〇〇字〇〇〇〇地先の地目田3筆、合計面積は7,943平方メートルです。

権利の設定を受ける者は公益社団法人千葉県園芸協会、転貸を受ける者は〇〇の方で、権利を設定する者は〇〇〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

整理番号20番、賃借権を新規設定する農地は、〇〇字〇〇〇地先の地目田2筆、〇〇字〇〇〇〇地先の地目田6筆、合計面積は1万204平方メートルです。

権利の設定を受ける者は公益社団法人千葉県園芸協会、転貸を受ける者は〇〇の方で、権利を設定する者は〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アール当たりJAちば東葛コシヒカリ1等米〇〇キログラム相当額です。

整理番号21番、賃借権を新規設定する農地は、〇〇字〇〇〇地先の地目田1筆、〇〇字〇〇〇〇地先の地目田1筆、〇〇字〇〇〇〇地先の地目田1筆、〇〇〇〇地先の地目田1筆、合計面積は8,273平方メートルです。

権利の設定を受ける者は公益社団法人千葉県園芸協会、転貸を受ける者は〇〇の方で、権利を設定する者は〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

整理番号22番、賃借権を新規設定する農地は、〇〇〇〇字〇〇〇〇地先の地目田1筆、面積は701平方メートルです。

権利の設定を受ける者は公益社団法人千葉県園芸協会、転貸を受ける者は〇〇の方で、権利を設定する者も〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

整理番号23番、賃借権を新規設定する農地は、〇〇〇〇字〇〇〇〇地先の地目田1筆、〇〇〇〇字〇〇〇〇地先の地目田2筆、〇〇〇〇字〇〇〇〇地先の地目田3筆、〇〇〇〇〇〇字〇〇〇〇地先の地目田2筆、合計面積は9,382平方メートルです。

権利の設定を受ける者は公益社団法人千葉県園芸協会、転貸を受ける者は〇〇の方で、権利を設定する者は〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アール当たりJAちば東葛コシヒカリ1等米〇〇キログラム相当額です。

整理番号24番、賃借権を新規設定する農地は、〇〇〇〇〇字〇〇〇〇地先の地目田3筆、〇〇〇〇〇字〇〇〇〇〇地先の地目田1筆、〇〇〇〇〇〇字〇〇〇〇〇地先の地目田1筆、合計面積は5,712平方メートルです。

権利の設定を受ける者は公益社団法人千葉県園芸協会、転貸を受ける者は〇〇の方で、権利を設定する者は〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

整理番号25番、賃借権を新規設定する農地は、〇〇字〇〇〇〇地先の地目田1筆、〇〇字〇〇〇〇〇〇地先の地目田1筆、合計面積は1万49平方メートルです。

権利の設定を受ける者は公益社団法人千葉県園芸協会、転貸を受ける者は〇〇の方で、権利を設定する者は〇〇の方です。



借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ 1 等米〇〇キログラムです。

整理番号26番、賃借権を新規設定する農地は、〇〇字〇〇〇地先の地目田 2 筆、〇〇字〇〇〇〇地先の地目田 3 筆、〇〇〇〇地先の地目田 1 筆、合計面積は8,320平方メートルです。

権利の設定を受ける者は公益社団法人千葉県園芸協会、転貸を受ける者は〇〇の方で、権利を設定する者は〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アール当たり J A ちば東葛コシヒカリ 1 等米〇〇キログラム相当額です。

整理番号27番、賃借権を新規設定する農地は、〇〇字〇〇〇地先の地目田 1 筆、〇〇字〇〇〇〇地先の地目田 1 筆、合計面積は4,183平方メートルです。

権利の設定を受ける者は公益社団法人千葉県園芸協会、転貸を受ける者は〇〇の方で、権利を設定する者は〇〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ 1 等米〇〇キログラムです。

整理番号28番、賃借権を新規設定する農地は、〇〇〇字〇〇〇〇地先の地目田 1 筆、〇〇字〇〇〇〇〇地先の地目田 2 筆、合計面積は7,339平方メートルです。

権利の設定を受ける者は公益社団法人千葉県園芸協会、転貸を受ける者は〇〇の方で、権利を設定する者は〇〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ 1 等米〇〇キログラムです。

整理番号29番、賃借権を新規設定する農地は、〇〇〇字〇〇〇〇地先の地目田 1 筆、面積は2,878平方メートルです。

権利の設定を受ける者は公益社団法人千葉県園芸協会、転貸を受ける者は〇〇〇〇〇〇〇の方で、権利を設定する者は〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ 1 等米〇〇キログラムです。

整理番号30番、賃借権を新規設定する農地は、〇〇字〇〇〇〇地先の地目田 2 筆、合計面積は5,899平方メートルです。

権利の設定を受ける者は公益社団法人千葉県園芸協会、転貸を受ける者は〇〇〇〇〇〇〇の方で、権利を設定する者も〇〇〇〇〇〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ 1 等米〇〇キログラムです。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 続いて、大炊第2調査会長から議案第2号の調査結果についての報告をお願いします。

**大炊三枝子調査会長** 整理番号1番、整理番号2番、整理番号3番の転貸を受ける者の経

営面積は、借受地を含め約15.81ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間280日、母が250日です。トラクター、コンバイン、農用自動車等をそろえています。

整理番号4番、整理番号5番の転貸を受ける者の経営面積は、借受地を含め約15.08ヘクタールで、農業従事はスタッフ3人、日数はスタッフ1人が年間300日、1人が240日、1人が150日です。トラクター、田植機、コンバイン等をそろえています。

整理番号6番、整理番号7番の転貸を受ける者の経営面積は、借受地のみ約0.8ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間350日、妻も350日です。トラクター、管理機をそろえています。

整理番号8番、整理番号29番、整理番号30番の転貸を受ける者の経営面積は、借受地を含む約7.01ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間180日、妻が150日、子の1人が50日、2人が30日、子の夫が200日です。トラクター、田植機、コンバイン等をそろえています。

整理番号9番、整理番号10番の転貸を受ける者の経営面積は、借受地を含む約1.74ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間300日、妻も300日、母が50日です。トラクター、田植機、コンバイン等をそろえています。

整理番号11番の転貸を受ける者の経営面積は、借受地を含む約9.11ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間250日、妻が200日、子が100日です。トラクター、田植機、コンバイン等をそろえています。

整理番号12番の転貸を受ける者の経営面積は、借受地を含む約10.14ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間250日、妻が150日、子が20日、父も20日、母も20日です。トラクター、田植機、コンバイン等をそろえています。

整理番号13番の転貸を受ける者の経営面積は、借受地のみ約24.46ヘクタールで、農業従事はスタッフ3人、日数はスタッフ2人が年間280日、1人が250日です。トラクター、田植機、コンバイン等をそろえています。

整理番号14番から整理番号28番までの転貸を受ける者の経営面積は、借受地を含む約35.59ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間280日、妻も280日、子も280日です。トラクター、田植機、コンバイン等をそろえています。

以上の内容を基に審議しましたところ、第2調査会では、権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから、計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定相当との判断に至りました。

以上です。

**三須清一会長** これより、議案第2号「農用地利用集積計画（案）の決定について」質疑に入ります。

整理番号1番から13番及び整理番号29番、30番について、御意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは、採決します。

決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、整理番号1番から13番及び整理番号29番、30番については原案どおり決定することとしました。

次に、整理番号14番から整理番号28番までについて質疑に入ります。

なお、〇〇〇委員が関係者となっております。

先ほど申しましたとおり、〇〇〇委員は、農業委員会会議規則第14条に基づき議事参与の制限がありますので退出していただきます。

(〇〇〇委員退室)

整理番号14番から整理番号28番までについて、御意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは、採決します。

決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、整理番号14番から整理番号28番までについては原案どおり決定することとしました。

〇〇〇委員を入室させてください。

(〇〇〇委員入室)

**三須清一会長** 続いて、報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

**事務局** それでは、報告いたします。

報告は第1号から7号までの7件です。

報告第1号は、「農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について」で、1件受理しました。届出事由は、店舗です。

報告第2号は、「農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について」で、4件受理しました。届出事由は、住宅が4件です。

報告第3号は、「農地法第18条第6項の規定による通知について」で、1件受理しました。通知の事由は、所有権移転です。

報告第4号は、「農地法第3条の3の規定による届出書について」で、5件受理しました。届出事由は、相続です。

報告第5号は、「農地法の規定による許可を要しない土地の判定について」で、1件判定しました。事由は、宅地化です。

報告第6号は、「生産緑地のあっせんについて」で、4件受理しました。

生産緑地の指定後30年が経過し、特定生産緑地を希望しなかった農地の買取りの申出になります。

整理番号1番は、〇〇〇字〇〇〇〇〇〇番〇、〇〇〇番〇の計2筆、合計面積は1,027平方メートルで、所有者は〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇さんの生産緑地について市へ買取りの申出があり、我孫子市長より市内農業従事者へ取得のあっせんについて依頼がありました。

申出地の概要は、別紙資料1のとおりで、買取りの希望価格は全面積で〇円です。案内図は別紙資料1の裏面になります。

整理番号2番は、〇〇〇字〇〇〇〇〇番〇、〇〇〇番〇、〇〇〇番〇、〇〇〇番〇に一部の計4筆、合計面積は1,125平方メートルで、所有者は〇〇〇の〇〇〇〇さんの生産緑地について市へ買取りの申出があり、我孫子市長より市内農業従事者へ取得のあっせんについて依頼がありました。

申出地の概要は、別紙資料2のとおりで、買取りの希望価格は全面積で〇円です。案内図は別紙資料2の裏面になります。

整理番号3番は、〇〇字〇〇〇〇〇〇番〇、面積は214.87平方メートルで、所有者は〇〇〇の〇〇〇〇さんの生産緑地について市へ買取りの申出があり、我孫子市長より市内農業従事者へ取得のあっせんについて依頼がありました。

申出地の概要は、別紙資料3のとおりで、買取りの希望価格は全面積で〇円です。案内図は別紙資料3の裏面になります。

整理番号4番は、〇〇〇〇〇〇〇番〇号、面積は503平方メートルで、所有者は〇〇の〇〇〇〇さんの生産緑地について市へ買取りの申出があり、我孫子市長より市内農業従事者へ取得のあっせんについて依頼がありました。

申出地の概要は、別紙資料4のとおりで、買取りの希望価格は全面積で〇円です。案内図は別紙資料4の裏面になります。

買取り価格については、買取り希望者が出てきた場合に改めて不動産鑑定をし、買取り価格を設定することになります。お知り合いの農業者の方にあっせんしていただき、買取りを希望する農業者がいましたら、2月22日の水曜日までに事務局まで御連絡ください。

よろしくお願ひいたします。

報告第7号は、「あっせん譲受等候補者名簿の登録について」、1件受理しました。あっせんの状況は、買受けの希望です。

事務局からは、以上です。

**三須清一会長** 報告第1号から7号について、何か御意見がありましたら挙手をお願いします。

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了しました。

これをもちまして、令和5年第2回我孫子市農業委員会総会を閉会いたします。